

第 569 回広島地方最低賃金審議会

令和 8 年 6 月 23 日（火）

広島労働局
広島地方最低賃金審議会

1 日 時 令和8年6月23日（火）14時28分～14時44分

2 場 所 広島合同庁舎4号館2階11号会議室

3 出席者 （公益代表委員）

岡田 行正

酒井 朋子

中原 良子

三井 正信

村上 恵子

（労働者代表委員）

佐崎 吉宏

角 直樹

林 秀彦

藤中 裕治

（使用者代表委員）

池久保典也

木村 康弘

蔵田 秀和

光村 賜純

（広島労働局）局長

宮原 真太郎

労働基準部長

矢野 総一郎

賃金室長

村上 勝彦

室長補佐

片山 恵美

賃金指導官

檀上 昌浩

労働基準監督官

渡邊 光弘

4 議 事

（1） 小委員会の運営について

（2） 令和8年度の審議会の運営について

（3） その他

5 閉 会

(片山補佐)

ただいまより、第 569 回広島地方最低賃金審議会を開会いたします。

本年度最初の審議会となりますので、議事に入るまで、私、片山が司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員 5 名中 5 名、労働者代表委員 5 名中 4 名、使用者代表委員 5 名中 4 名、計 13 名の委員にご出席いただいております。最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定する会議の定足数を満たし、本審議会は有効に成立し、開催されていることをご報告申し上げます。

また、6 月 9 日から 16 日まで本審議会の公開の公示をいたしましたところ、傍聴希望者は 3 名おられ、本日 3 名が傍聴されています。

それでは、開会に当たりまして、局長の宮原よりご挨拶を申し上げます。

(宮原労働局長挨拶)

広島労働局長の宮原でございます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、広島地方最低賃金審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から労働行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年度は、「広島県最低賃金」及び「広島県特定最低賃金」の改正につきまして、真摯かつ熱心にご審議いただき、ありがとうございました。

地域別最低賃金につきましては、広島県は、令和 6 年度からの引上げ額 65 円、引上げ率 6.4% で 1,085 円に改正となり、過去最高の引上げとなりました。

さて、直近の物価変動を表す消費者物価指数を見ますと、広島県内の主要市である広島市、福山市で、総合指数がいずれも 54 か月連続で上昇となっております。また、今年の春季労使交渉による賃上げ状況の集計については、広島県内においても、昨年に引き続き高い水準となっています。

加えて、現下の中東情勢等が、今後、物価や企業経営、ひいては経済に与える影響が読みづらい状況にもあります。

こうした中、今年度の最低賃金に関するご審議をお願いするわけですが、事務局としましては、審議会の円滑な運営に、最大限努めてまいりますので、何卒、よろしくお願いいたします。

(片山補佐)

報道機関の方は、ここで一旦撮影及び録音をご遠慮願います。

それでは、資料 No. 1 「第 57 期広島地方最低賃金審議会委員名簿」をご覧ください。

第 57 期の委員 15 名のうち 14 名は昨年度から引き続き就任されており、1 名が

新任されておりますことをご報告申し上げます。

本年度初回の審議会でございますので、委員の皆様をご紹介します。

名簿の順にお名前を読み上げますので、ご起立願います。

(委員を紹介)

次に事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局職員を紹介)

それでは、議事に入ります前に、本日、お手元にお配りしております資料のご確認をお願いします。

資料No.1 からNo.6、机上配布資料、令和8年度版最低賃金決定要覧を配付させていただいております。揃っておりますでしょうか。

(片山補佐)

続きまして、本年度の会長、会長代理の選出について、賃金室長の村上からご報告申し上げます。

(村上室長)

昨年度任命された第57期公益代表委員から、会長に岡田委員、会長代理に村上委員が選出されており、任期は2年でございますので、今年度は改めて選出を行う必要はございません。今年度も引き続き、会長を岡田委員、会長代理を村上委員にお願いすることとなります。

(片山補佐)

村上よりご報告申し上げましたとおり、本年度の審議会も岡田会長、村上会長代理により、会務を総理していただくこととなります。

それでは、岡田会長、村上会長代理から一言ご挨拶をお願いします。

(岡田会長)

昨年に引き続き、会長をさせていただきます。

公正かつ中立、円滑な議事進行に努めていきたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

(村上委員)

私も昨年度に引き続きまして、会長代理を務めさせていただきます。

岡田会長をしっかりとサポートしながら、また皆様のお話しをしっかりと聞かせ

ていただきながら、審議を進めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(片山補佐)

ありがとうございました。

発言していただく際のお願いがあります。

議事録を作成する都合上、他の方とかぶらないよう前の方の発言が終わってから名前を言って発言していただくようお願いします。

それでは岡田会長、以後の議事進行をお願いいたします。

(岡田会長)

はい、これから私が議事を進めてまいります。

では、議事（１）「小委員会の運営について」です。事務局から説明をお願いします。

(村上室長)

小委員会につきましては、２ページ資料№.２の「広島地方最低賃金審議会運営規程」の第３条に「会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。」とされており、これを受けて、７ページ資料№.４の「広島地方最低賃金審議会小委員会運営規程」の第１条に「地域別・特定最低賃金のあり方に関する基本的事項又は特定の特定最低賃金の取扱い等について検討し、広島地方最低賃金審議会及び専門部会における審議の円滑化に資するため、広島地方最低賃金審議会運営規程第３条に基づき広島地方最低賃金審議会運営小委員会又は広島地方最低賃金審議会検討小委員会を設置するものとする。」と規定されています。これら小委員会については、例年、あらかじめ設置し、必要の都度開催させていただくこととさせていただいていますので、本年度も運営小委員会、検討小委員会の設置をお願いいたします。

なお、委員の選任につきましては、第２条に「各側の推薦に基づいて会長が指名する」こととなっております。

公益代表委員については、公益代表委員会議で、運営小委員会は、岡田委員、酒井委員、村上委員の３名で、座長に酒井委員、検討小委員会は岡田委員、酒井委員の２名で、座長は酒井委員をご選出いただいております。

労・使代表委員におかれましては、この場で委員２名をご推薦いただき、会長より指名していただければと考えております。

会長、お願いいたします。

(岡田会長)

ありがとうございました。

労側はいかがですか。

(藤中委員)

労側は、佐崎委員と藤中でございます。

(岡田会長)

ありがとうございました。

使側はいかがですか。

(蔵田委員)

長谷川委員と蔵田でお願いします。

(岡田会長)

ありがとうございました。

運営小委員会は、

公益代表委員が、酒井委員、村上委員、私

労働者側代表委員が、佐崎委員、藤中委員

使用者側代表委員が、長谷川委員、蔵田委員

検討小委員会は、

公益代表委員が、酒井委員、私

労働者側代表委員が、佐崎委員、藤中委員

使用者側代表委員が、長谷川委員、蔵田委員

座長は、両委員会とも酒井委員

ということでお願いします。

次は、議事（２）「令和８年度の審議会の運営について」です。

事務局から説明願います。

(村上室長)

ご説明させていただきます。

１点目は議事の公開についてです。

広島地方最低賃金審議会の議事の公開につきましては、公労使の三者がそろう部分を公開、公労使の三者がそろわない部分については、非公開といたします。

議事録につきましては、審議における個人情報の保護、個人・団体の権利利益の侵害等に十分配慮しつつ、議論の透明性の確保が図られるよう対応いたします。

議事録作成、公開まで時間を要する場合には、議事終了後はすみやかに議事要旨を公開し、その後、議事録の早期公開について努力いたします。

2点目です。机上配布資料をご覧ください。

これは、令和8年3月10日に開催しました第2回運営小委員会の検討内容をまとめたものです。

その運営小委員会では、毎年度作成しております「広島地方最低賃金審議会の運営について」と題する書面につきましては、令和8年度に開催する運営小委員会で検討することとなりました。

この後に開催します運営小委員会では、「広島地方最低賃金審議会の運営について」の作成に係るご検討を行っていただき、その結果につきましては、次回の本審でご報告いたします。

(岡田会長)

ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見のある方はご発言をお願いします。

(質疑なし)

(岡田会長)

議事(3) その他です。事務局からお願いします。

(村上室長)

次回の審議日程について、ご説明させていただきます。

本年度、中央最低賃金審議会の目安諮問は6月下旬が予想されます。目安諮問が出された後、審議会で諮問を行い、専門部会で審議していただき、審議会で答申をいただくことになります。

あらかじめ委員の皆様にはスケジュール案でお知らせしたとおり、次回第570回審議会開催を7月7日火曜日とさせていただきます。

開催のご案内は後日お送りいたしますが、午後2時から、会場は3号館1階15号会議室を予定しております。

(岡田会長)

次回、第570回審議会は、7月7日火曜日午後2時から開会ということです。

事務局は準備をお願いします。

(村上室長)

かしこまりました。

(岡田会長)

そのほか、全体を通して、何かご質問等ございますか。

(質疑なし)

(岡田会長)

それでは、次回の第 570 回審議会は、諮問を行う予定ですので、広島地方最低賃金審議会運営規程第 6 条第 1 項に基づき公開といたします。

これをもちまして、第 569 回広島地方最低賃金審議会を閉会といたします。